

議案第 3 2 号

令和 3 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	69,300戸
(2) 年間総給水量	16,726,000m ³
(3) 一日平均給水量	45,825m ³
(4) 主要な建設改良事業	
① 浄配水施設更新事業	407,660千円
② 老朽管更新事業	388,749千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 水道事業収益		3,199,023千円
第1項 営業収益		2,795,502千円
第2項 営業外収益		403,520千円
第3項 特別利益		1千円
支		出
第1款 水道事業費用		2,986,305千円
第1項 営業費用		2,893,036千円
第2項 営業外費用		90,961千円
第3項 特別損失		1,308千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,008,611千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,643千円、過年度分損益勘定留保資金857,080千円及び減債積立金86,888千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款 資本的収入		268,385千円
第1項 企業債		172,500千円
第2項 負担金		3,424千円
第3項 工事寄附金		52,058千円
第4項 水道利用加入金		36,350千円
第5項 設計管理料		4,053千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1, 2 7 6, 9 9 6 千円
第 1 項 建設改良費	1, 0 3 3, 2 2 9 千円
第 2 項 企業債償還金 (債務負担行為)	2 4 3, 7 6 7 千円

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金徴収業務等業務委託事業費	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	千円 7 2 9, 3 1 5

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設改良事業費	千円 1 7 2, 5 0 0	普通貸借 又 は 証券発行	4. 0 % 以 内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
計	1 7 2, 5 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 職員給与費 3 0 1, 2 8 5 千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第 1 0 条 水道施設の建設等のため他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、1 7, 4 0 4 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、5 3, 8 3 9 千円と定める。